

(仮称) 木更津市火葬場整備運営事業について

市民環境部

1 実施方針

君津地域4市の共同施設として整備を進めている木更津市新火葬場(以下「新火葬場」という。)については、平成30年6月5日に、木更津市において「木更津市新火葬場整備運営事業実施方針」が公表された(別添のとおり)。

2 供用開始時期の変更

新火葬場については、平成33年12月の供用開始を目指していたが、木更津市において改めてスケジュールを慎重に検討した結果、工事用道路の変更があったことなどから、予定していた本契約締結時期が3か月延伸となり、供用開始時期についても平成34年3月に変更となる旨、木更津市から報告があった。

3 富津聖苑の状況

本市は「君津市富津市火葬事務の委託に関する規約」に基づき、火葬事務の一部を富津市に委託しており、本市市民も富津市の火葬場「富津聖苑」を利用している。

富津市では、富津聖苑の建設当時、施設が立地する本郷区と覚書を取り交わし、施設の設置年限を供用開始から25年以内(平成30年2月まで)としていたが、新火葬場の供用開始時期が平成33年12月と予定されていたことから、富津、君津、両市で稼働期間延長について本郷区と協議を重ねた結果、理解を得るに至り、平成30年1月22日付けで富津市と本郷区との間で、富津聖苑の稼働期間を平成33年11月30日までとする覚書が取り交わされた。

4 新火葬場の供用開始時期の変更に伴う影響

新火葬場の供用開始時期の変更に伴い、富津聖苑の稼働期間について、再度、本郷区と協議する必要性が生じている。